

地域社会の支援を受けて行う  
犯罪者の指導監督と社会復帰の促進：  
ケニアにおいて保護司が担う役割

クレメント オケチ

ケニア内務省保護局次長

# ケニアの保護観察

- ビジョン・ステートメント

公正・安全・犯罪のない社会

- ミッション・ステートメント

「社会調査報告書の作成、非拘禁刑の犯罪者の監督および地域社会復帰、被害者支援、そして、社会的犯罪予防を通じて、司法行政、地域社会の安全および市民の保護を推進・強化すること。」

# 中核的機能

1. 様々な助言と評価に関する報告書を提供して裁判所と刑務所を補佐することにより、刑法の管理を促進する。
2. 様々な裁判所命令（保護観察命令、社会奉仕命令）を受けた犯罪者の生活に介入し、再犯率の低下と行動の改善を目指す。
3. 様々な裁判所命令を、特に各犯罪者、犯罪および判決文に関して執行する。
4. 犯罪者（精神障害がある者を含む）を地域社会に復帰・定住させる。
5. 和解調停、犯罪・非行防止の取り組みを通じて、犯罪者、その家族、その被害者と地域社会が調和を保ち、かつ平和に共生するよう促進する。

# 保護司の概念

- 保護観察業務におけるボランティアの概念は、非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）の定義によって理解されている。同規則では保護司を「**政府の任命により、犯罪者の更生において保護観察官を補助する者**」と定義している。
- 保護司は、保護観察官を補助して（指導監督を通じて）犯罪者の生活を改めさせ、業務を行う地域内の犯罪の減少に努めることになっている。
- この考え方は、犯罪予防や犯罪者の管理における地域参加の取り組みとして日本から取り入れたものである。

# 保護司の概念

- 公式の保護司プログラムは、一般的な犯罪者の指導監督と社会資源不足に関して明らかとなった問題に対処することを目的として、2005年、保護局の主導により開始された。
- 主に、犯罪者の指導監督が極めて困難となる遠隔地において、ボランティア投入の必要性が認められた。
- 保護司プログラム導入の一般的な目的は、国際基準と同様、主流である保護観察制度を補助的に広く支援することであった。具体的には次のとおり。：
  1. 刑事司法制度における保護局の影響を地域社会の中にまで及ぼす。
  2. 犯罪者の指導監督と社会復帰を強化する。
  3. 保護局の能力とスピードを改善し、保護観察官が裁判所命令の遂行業務を提供できる環境を整える。

# ボランティア活動の原則に関する指針

## ケニア国家ボランティア指針（2015）

- 憲法、法律および国際文書に規定された基本的人権と自由を尊重する。
- ボランティア活動を報酬目的で行わない。
- ボランティア活動への参加は、任意かつ明示の同意に基づくものとする。
- ボランティア活動は、その独立性を守るため、公共機関からある程度独立して行われるべきである。
- ボランティア活動は人類への奉仕として行う。
- ボランティア活動は雇用やインターンに代わるものではない。

# 原則に関する指針 続き

- ボランティア活動は国家ボランティア行動規範に基づき行う。
- ボランティア活動は公益のために、また、社会的責任を負って行う。
- ボランティア活動の目的は人権と平等の促進である。
- ボランティア活動を行う際には、その地域の権利、尊厳、文化、宗教を尊重する。
- ボランティアの採用は、平等に機会を与え、差別することなく行う。

# 保護司を必要とする理由

- 犯罪者の指導監督と更生における地域社会の役割が大きくなっているため。
- 専門的・集中的介入を要する犯罪者の指導監督にあたる保護観察官を補助するため。
- 新たなケースマネジメント技術が、利用できる地域の社会資源に頼るものであるため。
- 交通事情が悪いが、保護観察業務は地域社会で行われており、信頼のできる便利な伝達手段が必要であるため。

# 保護司を必要とする理由

- 適切な人材（とりわけ、周縁化された地域や取扱事件数が多い地域に配置できる人材）が不足しているため。
- 公共財政の多くは教育や健康といった他の必要な社会福祉部門に充てられており、そのために資金が限られているため。
- 地理的範囲（とりわけ、周縁化された地域）が広大であるのに対し、スタッフが不足しているため。その他、遊牧生活を送る地域住民もいるため。
- 周縁化された地域の多くは、地形が荒涼としており、指導監督の実施が極めて困難なため。

# 保護司を必要とする理由

- 継続的かつ密接なフォローアップと指導を特に必要とする青少年犯罪者を指導監督するうえでの課題に取り組む必要があるため。
- 更生のネットワークを構築する必要があるため。単一の機関が保護観察を行ったのでは、犯罪者への必要な指導監督を効果的に実施することができない。さらに、犯罪者に対する指導監督業務には、複数の機関がアプローチして行うべきとの声が高まっている。
- 地域社会の中において裁判所による非拘禁刑罰に関して、一般に周知するとともに、その意識向上を促進するため。

# 保護司の採用と任命

- 地域社会の住民のうち保護局が定める一定の基準を満たす者から採用される。
- 同局が行う導入研修またはオリエンテーションを修了後、国の保護局長が任命する。
- ケニアにおける保護司は、求職者を避けて任命・採用され、かつ無給とする。
- 保護司の適格者は主に、退職した公務員、宗教指導者、ソーシャル・ワーカー、地域の指導者など、時間に余裕があり、無給で業務を行い、しっかりとした道徳的立場と誠実さを持つロールモデルとなる30歳以上の男女である。

# 主な業務、職務、役割

- 保護司は、保護観察官の補助的業務、特に地元出身の犯罪者に関する（保護観察報告のための）情報を確認する。
- 保護観察命令や地域奉仕命令を受けた犯罪者の指導監督、矯正施設から出所してアフターケアのための指導監督を受けている犯罪者、特に青年犯罪者の指導監督を行っている。
- 判決の予定されている被告の情報を確認する保護観察官を支援する。
- 保護観察命令および社会奉仕命令を受けた犯罪者と密接に連絡をとり、指導監督する。
- 矯正施設から出所した青少年犯罪者の地域社会への復帰を支援する。

# 主な業務、職務、役割 続き

- 保護司が行った業務や社会内での処罰命令を受けた犯罪者が行った作業を記録する。
- 地方当局との連絡、および犯罪者と地域の協力者・協力機関との橋渡し。
- リスクのある児童や青少年を特定することによって犯罪予防を支援するとともに、保護観察官と協力して、その補導を行う。
- 保護司は、各自の担当地域内にある各種の地域奉仕作業センターにいる犯罪者を日々指導監督し、違反事項について保護観察官に報告する。
- また、保護観察対象者等の指導監督対象者に対し、どこで支援を受けられるかを指示する。
- 保護司は保護観察官に対して責任を負い、直接報告を行う。

# 各種資料

- **保護司研修マニュアル**—本マニュアルは内部で作成されたものであり、保護司研修を発展させ、保護観察業務と、特に保護司プログラムを全地域に導入し均一に実施することを目的とする。研修は、様々な地域・時期に、保護観察官により行われる。本研修マニュアルは、研修を担当する保護観察官が用いるものである。
- **保護司行動規範**—保護司の立場を利用した虐待を未然に防ぐための倫理的かつ当然の規範を規定したもので、これにより保護司は自ら、プロとして行動することができる。犯罪者は社会的弱者であって、虐待され利用されることのないよう保護する必要がある。本行動規範は保護観察官の行動規範を反映したものである。
- **保護司業務の指針**—本指針には、保護司として期待される業務に関する業務指針が規定されている他、基準の早見表として機能する。

# プログラムの現状

- このプログラムは国内47郡中30郡で実施されている。本省の保護観察官が連絡調整を行っているが、各保護観察所には現地コーディネーターを兼ねる所長がいる。
- 現在、保護司は295人、このうち235人（80％）は男性、60人（20％）は女性である。
- 現在活動している保護司は212人、活動していない保護司は83人となっている。
- ケニアでは保護司は無給であるが、一部に対して携帯電話や自転車などの連絡機器を提供しており、これが職務に対するインセンティブになっている場合もある。

# 組織

- 保護局長が本プログラムに関する全責任を負う。
- 保護観察所本部の指導監督課長が、本プログラムの国内連携に関する責任を負う。
- 郡レベルでは、郡の保護観察管区長が指導監督を行うが、保護司に関する日常業務は地域事務所の責任者によって担われている。
- 保護司は、特定の保護観察対象者の指導監督を担当している各保護観察官に報告を行う。
- 保護司会はまだ設立されていない。

# 進展

- 新たに、各保護司と特定の保護観察官を連携させるべく調整する。活動中でない保護司は、統括保護観察官のみと連携をとる。
- ケース・カンファレンスと研修の回数を増やす。
- 保護局勤務の保護観察官との会議の頻度を増やし、自覚を育てるとともに、称賛を示す。
- 本プログラム未導入のその他の地域に導入を拡大する。
- 当該地域で活動中または運用中のその他のNGOと連携する。

# 一般の認知度

- 地方行政が、犯罪予防の促進において保護司が担う役割につき周知した。
- 保護司の中には、すでに功績を残し称賛の対象となっている者がいる=1名の保護司は、2016年、犯罪者監視において模範的業務を遂行したとして国家栄誉賞（首相賞=HSC）を受賞し、その他の者も内部で表彰された。
- 保護司のうち1名は、その会議に参加する機会が与えられ、理想的な動機付けとなり、またその功績が報いられた。

# 課題と対策

1. 法律の不備=法律と政策により保護司の業務を保護する必要については、現在、保護司プログラムを支える法令を制定する作業が行われている。
2. 認知度を向上させる必要=国家の政府機関やNGOと共に保護司支援活動を行っている。
3. 人材の育成=公式の研修や、ソーシャルスキル研修やカウンセリングといったような、深い学問的知識を必要としないケースワークを通じて学ぶ機会を提供する。
4. 非政府組織からの資金調達=NGOや善良な開発パートナー（ケニアの未来、Youth Change Initiative、国連薬物・犯罪事務所等）と連携する。
5. カバーしていない地域=段階的に拡大する。その地域において試行を開始し、保護司候補者を特定する。

# 結論

- 保護司制度は極めて尊い取り組みである。下記の事項を含む保護観察業務の遂行に重大な影響を与えることは必至である。
  1. より多くの犯罪者が、保護司が支援する地域社会内の指導監督処遇を受けられるようになれば、更生学校や刑務所人口の減少につながることを期待される。
  2. ケースマネジメントが改善されれば、犯罪者の指導監督の改善につながる。
  3. 密接な指導監督を行い、地域社会が犯罪者を受け入れることにより、再犯が減少する。
  4. 保護観察官、犯罪者、地域社会の間の関係性が改善される。
  5. 地域社会に、犯罪者を更生させる社会資源が備わる。
  6. 裁判所と地域社会の保護観察処分に対する自信が強まる。
  7. 地域社会による犯罪者管理への関与が強化される。

- THANK YOU

- ありがとうございます。